

仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度在留邦人の子に対する教科書無償給与に係る調査研究

2 事業の目的

海外に在留又は出国する日本人学齢児童生徒（以下「在外日本人児童生徒」という。）に対する義務教育教科書の給与について、教科書給与に係る手続きの簡素化・効率化等を図るための調査研究を行う。

3 委託業務期間及び事業規模

委託業務期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

事業規模：4,425千円（税込）を上限とする。

4 業務内容

日本人児童生徒が海外に出国する場合等における教科書給与については、当該児童生徒が海外に出国等する都度、給与を行っており、その手続きが煩雑で大きな負担となっている。

そのため、教科書給与業務に関する手続きの簡素化・効率化等を図るため、将来的な教科書給与業務に関する管理システムの導入に向け、必要な機能の検討及び所要額について調査研究の実施を行う。

本事業の報告書については、わかりやすい情報整理に努め、効果的な方法や追加提案については可能な範囲で幅広く検討を行い、報告書にその結果を加えること。

業務内容詳細

以下の通り業務の実施方法を想定しているが、より効果的な方法等があれば独自の提案も可能とする。

①現状調査・課題分析

- ・文部科学省へのヒアリング実施
- ・業務負担の大きい工程や非効率な手続きの抽出

②教科書管理システムの必要機能に関する検討

- ・①と現行システムを踏まえた改善点の洗出
- ・委託候補業者の選定（システム開発業者、コンサルタント業者等）
- ・現行システム及び業務フローと新規システムとの費用対効果の比較

③報告書作成

- ・調査・検討結果を整理した報告書の作成
- ・図表、比較表等を活用した視覚的な説明
- ・報告書は行政文書としての体裁を整え、わかりやすさを重視

5 成果物

・最終報告書（A 4 版）

①納入期限：令和9年3月31日

②納入方法：電子媒体をメールで提出

③納入先：東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局国際教育課庶務・助成係

(zaigai-kyokasho@mext.go.jp)

6 応札者に求める要求要件

（１）要求要件の概要

- ①本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、下記（２）要求要件の詳細に示すとおりである。
- ②要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「在外教育施設関係委託事業評価会議」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和8年度在留邦人の子に対する教科書無償給与に係る調査研究」委託業務総合評価基準に基づくものとする。

（２）要求要件の詳細

1 事業の内容及び実施方針

1-1 調査研究目的及び趣旨との整合性

- * 1-1-1 仕様書記載の調査研究内容について、全て提案されていること。仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。
- * 1-1-2 偏った調査研究内容となっていないこと。

1-2 調査研究内容の妥当性、独創性

- * 1-2-1 調査研究手法が妥当であること。事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。

2 組織の経験・能力

2-1 組織の事業実施能力

- * 2-1-1 事業の実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- * 2-1-2 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- * 2-1-3 業務を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-2 事業実施に当たってのバックアップ体制

2-2-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業業務の経験

3-1-1 過去に在留邦人の子に対する教科書無償給与に係る類似の調査研究を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の実施内容に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 実施内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 実施内容に関する人的ネットワークを有していればその内容に応じて加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする）。

5-1-1 入札者である中小企業※2等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

7 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかは、発注者が確認することをもって検査とする。

8 守秘業務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務にかかわる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本委託業務以外に使用しないこと。再委託をする場合にあっては、受託者は、再委託先に対しても上記と同様の措置を講じるものとする。

9 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定等、技術提案書に記載した事項について、認定の取消等によって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

10 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受託者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

- ・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

11 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同等の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

12 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

13 協議事項

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。本仕様書に掲げる作業並びに文部科学省の指示による作業は、文部科学省が期限を定める場合には当該期限までに実施するものとし、それ以外の場合には本事業の実施に支障の無いよう計画的に実施すること。

14 その他

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、契約書、事業計画書のほか、在留邦人の子に対する教科書無償給与に係る調査研究委託要項及び教科書無償給与に係る調査研究委託要領の定めに従って適切に処理すること。
- (2) 受注者は、本事業実施に係る情報について文部科学省の求めに応じて提出すること。